

議案第 25 号

平成 24 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,975 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,547 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 28 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長 小 峰 孝



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		117,358	3,628	120,986
	1 後期高齢者医療保険料	117,358	3,628	120,986
2 繰入金		23,610	△99	23,511
	1 一般会計繰入金	23,610	△99	23,511
3 繰越金		298	446	744
	1 繰越金	298	446	744
歳 入	合 計	141,572	3,975	145,547

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者広域連合納付金		139,360	3,930	143,290
	1 後期高齢者広域連合納付金	139,360	3,930	143,290
3 諸支出金		302	45	347
	2 繰出金	1	45	46
歳 出	合 計	141,572	3,975	145,547

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	117,358	3,628	120,986
2 繰入金	23,610	△99	23,511
3 繰越金	298	446	744
歳入合計	141,572	3,975	145,547

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者広域連合納付金	139,360	3,930	143,290	0	0	3,529	401
3 諸支出金	302	45	347	0	0	0	45
歳出合計	141,572	3,975	145,547	0	0	3,529	446

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1後期高齢者医療保険料	117,358	3,628	120,986	1現年度分特別徴収保険料	661	○特別徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保険者から特別徴収保険料として納入されるもの
				2現年度分普通徴収保険料	2,967	○普通徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保険者から普通徴収保険料として納入されるもの
計	117,358	3,628	120,986			

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	23,610	△99	23,511	1保険基盤安定繰入金	△99	○保険基盤安定繰入金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する費用として繰り入れるもの 負担率：県3/4・町1/4
計	23,610	△99	23,511			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	298	446	744	1繰越金	446	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を繰り入れるもの
計	298	446	744			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国 支 出	県 金	地方債					その他	
1後期高齢者 広域連合納 付金	139,360	3,930	143,290				3,529	401	19 負担金、補 助及び交付 金	3,930	負担金 後期高齢者広域連合 3,930	
							(入) 保険基盤安定繰入金				△99	
							(保) 特別徴収保険料				661	
							(保) 普通徴収保険料				2,967	
計	139,360	3,930	143,290				3,529	401				

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1他会計繰出 金	1	45	46					45	28 繰出金	45	一般会計繰出金	45
計	1	45	46					45				